

2026年4月 入学料免除及び入学料徴収猶予実施案内

- ・**入学手続き案内におけるオンライン登録時に必要事項を入力された方が対象となります。**
- ・**入学料免除及び入学料徴収猶予の申請者は、結果通知がなされるまでの間は入学料の徴収を猶予されますので、通知前に入学料を納付しないよう注意してください。**

入学料免除及び入学料徴収猶予を申請される方は、以下の内容を熟読し、必要書類を期間内に提出してください。
入学料免除(徴収猶予を含む)・授業料免除の両方に申請される方は、入学料免除用「家庭状況調書」と授業料免除用「家庭状況調書」の2枚を提出し、その他の必要書類については、1部提出してください。

1. 入学料免除及び入学料徴収猶予の対象者

- (1) 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる方
 - (2) 入学前1年以内(2025年4月から2026年3月まで)において学資負担者が死亡し、または、本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる方
 - (3) 前項に準ずると学長が認める方
- ※免除は限られた予算の範囲内で実施するため、免除の対象者全員が必ずしも免除されるとは限りません。

2. 免除の額及び徴収猶予の期間

入学料の免除が必要と認められた方について、納付すべき入学料の全額または一部を免除します。
 入学料の徴収猶予が認められた方は、2026年8月末日まで入学料の徴収が猶予されます。

3. その他必要書類の提出期間

以下の受付期間内に提出してください。詳細は5月中旬に別途メールで案内します。
 ※以下の受付期間中に必要書類の提出が無い場合は申請取り下げとみなします。

■受付期間

窓口の混雑を避けるため、入試区分別に指定日を設けています。できるだけ指定日に提出してください。
 (指定日に都合が悪い場合は、他入試区分の指定日または予備日も可能です。)
 提出の際は、必要事項の記入漏れ、必要書類の提出漏れが無いよう注意してください。

6月16日(火) (9:30~11:30、 13:00~14:00)	6月17日(水) (9:30~11:30、 13:00~14:00)	6月18日(木) (9:30~11:30、 13:00~14:00)	6月19日(金) (9:30~11:30、 13:00~14:00)
情報科学	バイオサイエンス	物質創成科学	予備日

■提出場所

学際融合領域研究棟2号館 1階 TAKASAGO 研修ホール

注) 書類受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できません。

※郵送で必要書類の提出を希望される場合は以下の方法で提出してください。

1. メールにて教育支援課学生支援係 (shien@ad.naist.jp) に
 - ・領域(入試区分)
 - ・学籍番号
 - ・学年
 - ・氏名
 を入力し、件名に「【郵送提出希望】2026年春学期入学料免除」と入力の上、送信してください。
2. 学生支援係より送信者宛に受信確認メールが送信されます。
3. 朱書で入学料免除関係書類在中と記入した封筒に必要書類を同封し、6月19日(金)必着で、簡易書留等の配送記録が残る方法で以下の宛先に郵送してください。

〒630-0192
 奈良県生駒市高山町 8916-5
 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
 事業推進部教育支援課学生支援係 宛
4. 学生支援係で受付が完了しましたら、受付番号をメールにてお知らせいたします。判定結果確認の際に必要なになりますので、記録を残しておいてください。

4. 提出書類

- (1) 申請者全員が提出する書類
- (2) 独立生計者として申請する場合に必要な書類
- (3) 特別の事情(学資負担者死亡または風水害等の災害)による申請の場合に必要な書類
- (4) 収入状況の確認のために必要な書類
- (5) 特別控除を受けるために必要な証明書類

等がありますので、この案内をよく読んで必要な書類等を全て揃えて申請してください。

※ マイナンバー(個人番号)の記載のないものを提出してください。

※ (写)と書かれた書類については、証明事項が鮮明にわかるようにA4判用紙にコピーまたは貼付のうえ、提出してください。

(1) 申請者全員が提出する書類

必要書類	配布方法等
① 家庭状況調書	学内 HP に様式掲載(2026年5月中旬)
② 申請書類チェックリスト	学内 HP に様式掲載(2026年5月中旬)
③ 本人及び同一生計の家族全員分(本人以外の就学者を除く18歳以上の方全員分)の市区町村が発行する記載省略のない令和8年度「課税・所得証明書」(原本) ※収入がない場合は「非課税・所得証明書」(原本)	※ <u>給与・給与外所得別の収入金額、配偶者控除、扶養控除人員等が記載されているもの。</u> ※ 令和7(2025)年1月～令和7(2025)年12月分の所得が証明されているもの。
④ 所得(収入)に関する証明書 ※ 「(4)収入状況の確認のために必要な書類」を参照してください。	

(2)独立生計者として申請する場合に提出する書類

該当事項	必要書類	配布方法
申請者(配偶者を含む)が次のいずれにも該当する場合には独立生計者として認定します。 ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない方 ② 父母等と別居している方 ③ 父母等から金銭、物品等の給付を受けていない方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立生計申請書(様式A-1) ○ 「本人名義の健康保険証(写)等の加入保険情報がわかるもの(マイナポータルの画面スクリーンショット等可) ※本人または配偶者が国民健康保険の世帯主であること、又は健康保険等の被保険者であること ○ 「本人(及び配偶者等)の住民票」 ○ 「父母等の令和8年度課税・所得証明書」 ※配偶者がいる場合は配偶者の父母等の証明書 ○ 「父母等の住民票」 ※配偶者がいる場合は配偶者の父母等の住民票 ○ 「独立生計に関する申立書」(様式A-2) ※配偶者がいる場合は配偶者の父母等からの申立書 ○ 「独立生計申請者の家庭状況調書」(様式A-3) 	<p>学内 HP に様式記載</p> <p>学内 HP に様式記載</p> <p>学内 HP に様式記載</p>

(3)特別の事情(学資負担者死亡または風水害等の災害)による申請の場合に提出する書類

該当事項	必要書類	発行・証明先
学資負担者の死亡 ※2025年4月1日から2026年3月31日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「死亡診断書」(写) または 「戸籍謄本」 ○ 「退職金支給(予定)額証明書」 ※退職金・退職一時金の金額及び支払年月日がわかるもの(退職金がない場合はその旨の勤務先等の証明書) ○ 「保険金支払い証明書」 ※保険金の金額及び支払年月日がわかるもの 	<p>病院、市区町村役場 勤務先</p> <p>保険会社</p>
風水害等の災害を受けた場合 ※2025年4月1日から2026年3月31日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「被(罹)災証明書」 ○ 災害による被害を受けた年月日・程度及び被害額等を記入した申立書・事情書【様式 5】 	市区町村

(4)収入状況の確認のために必要な書類

収入状況については、「令和8年度 課税・所得証明書」(令和7(2025)年1月～令和7(2025)年12月分の所得が証明されているもの)により確認しますが、令和7(2025)年1月以降に、申請者及び同一生計の家族(父母、祖父母、兄弟姉妹等)が就職・転職・退職等した場合及び雇用保険・傷病手当金・年金等を受給している場合は、以下の書類も必ず提出してください。

該当事項	必要書類	発行・証明先
給与所得者(専従者・アルバイト・パートを含む)		
① 令和7(2025)年1月2日以降に就職・転職した方(パート・アルバイト等を含む)	○ 「月収及び年収見込額証明書」【様式 1】★	勤務先
② 令和7(2025)年1月1日以降に退職した方	○ 「退職に関する証明書」【様式 2】★	勤務先
③ 災害等により収入に大きな変更があった方 ※2025年4月1日から2026年3月31日までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「月収及び年収見込額証明書」【様式 1】★ ○ 「被(罹)災証明書」 	勤務先 市区町村
事業所得者 令和7(2025)年1月1日以降に事業を廃業した方	○ 「事業廃止届出書」等、廃業年月日がわかるもの	

該当事項	必要書類	発行・証明先
年金(個人、企業、遺族・障害年金含む)、 恩給受給者 (受給予定を含む)	○ 最新の「年金振込通知書」(写) または 「年金額改定(決定)通知書」(写) ※受給予定者は「年金証書」など最新の年金年額がわかるもの	日本年金機 構、共済組合 等
生活保護を受けている世帯	○ 「生活保護決定(変更)通知書」(写)または 「生活保護被保護者証明書」(写)および預金通帳のコピー ※いずれも1年間の扶助料がわかるもの 預金通帳は市区町村からの入金がかかる当該箇所のみ	福祉事務所
雇用保険受給者	○ 「雇用保険受給資格者証」(写) ※第1面～第4面までの支給日数と支給日額が明記されたもの	公共職業安定 所(ハローワーク)
傷病手当金受給者	○ 「傷病手当金支給決定通知書」(写)等 ※支給額がわかるもの	健康保険組合
児童扶養手当受給者	○ 「児童扶養手当証書」(写)等 ※支給額がわかるもの	各都道府県
退職者	○ 「退職証明書」 ※退職期間中に給与が支給される場合は、その支給額がわか るものも添付すること	勤務先
無職者(主婦、就学者、身体障害・長期療養等に より就労できないと判断できるものは除く)	○ 「無職・無収入の証明書」または 該当者本人による無職・無収 入の「申立書・事情書」【様式 5】	民生委員 該当者本人
申請者または配偶者が給付奨学金(返済の必要 がない奨学金)を受けている場合(受給予定を含 む) ※日本学生支援機構等の貸与奨学金は非該当	○ 奨学金受給を証明する書類 (年額または月額わかる奨学生採用通知等のコピー)	

該当事項	必要書類	発行・証明先
臨時的な所得 ※2025年4月1日から2026年3月31日までの期間		
A. 退職(予定)者等	○ 「退職所得の源泉徴収票」(写)、「退職金支給(予定)額証明 書」等 ※ 退職金・退職一時金の金額及び支払年月日がわかるもの 退職金がない場合はその旨の勤務先等の証明書	勤務先
B. 保険金受給者等	○ 「保険金等支払証明書」 ※ 保険金等の金額及び支払い年月日がわかるもの	保険会社
C. 山林・譲渡所得等	○ 「令和7年分の確定申告書控 第一表・第二表」 (写)(分離課税の申告のある方は第三表も必要) または、そ の他臨時所得の金額及び支払年月日がわかるもの	税務署 自治体等に申 告した控え等

(5) 特別控除を受けるために必要な証明書類

申請者及び同一生計の家族(父母、祖父母、兄弟姉妹等)が次に該当し、特別控除を受けようとする場合は、必要
な証明書類を提出してください。

該当事項	必要書類	発行・証明先
就学者がいる場合 ※ 配偶者・兄弟姉妹等が就学者の場合		
国立大学、国立高等専門学校	○ 「在学状況及び授業料免除状況証明書」【様式 3】	在学国立学校
外国・公私立の高校及び大学(大学院)	○ 「在学証明書」または「学生証(写)」 (発行日・有効期限の記載部分もコピーすること。)	在学学校

該当事項	必要書類	発行・証明先
専修学校(専門課程・高等課程)	○「在学状況及び授業料免除状況証明書」【様式 3】 または「学生証(写)」(発行日・有効期限・在籍課程の記載部分もコピーすること。)	
小学校・中学校	証明書は不要	
障害のある方がいる場合	○「障害者手帳」、「戦傷病者手帳」、「被爆者手帳」の写し	市区町村役場等
長期療養者(6ヶ月以上療養中または6ヶ月以上の療養を認められた方)がいる場合 ※医療費がかからない場合は該当しません。	○「診断書」(6ヶ月以上の療養期間を示す診断書) ○「長期療養者の医療費等計算書」【様式 4】 ○「医療費支払証明書」または「領収書」(写) ※6ヶ月以上支出していることが証明できる最近1年以内(2025年6月から2026年5月分)のもの (各月・医療機関毎にコピーしてください。) ○ 保険金、高額療養費が支給されている場合はその証明書等	医療機関・保険会社等
学資負担者が別居(単身赴任等)している場合	○「主たる学資負担者別居に伴う経費計算書」【様式 6】 ○ 別居先での住居費・光熱水費(電気・ガス・上下水道)の領収書 (費用別に月並びでコピーしてください。)	
火災・地震・風水害・盗難等による被害を受けた場合	○「被(罹)災証明書」または「盗難届出証明書」等 ○ 将来長期にわたって支出増または収入減となる年間金額がわかるもの ○ 損害保険金等の支払い(補填)金額がわかるもの	市区町村

★ 本学所定用紙に勤務先で証明を受けて提出してください。ただし、要件を満たす所定の証明書があれば、そちらでの代用も可能です。

◎ 本学所定用紙(様式 A-1~3、様式 1~6)は 5 月中旬に別途メールで案内します。

【注意事項】

- (1) 審査の段階で書類不備・確認が必要な事項が見つかった場合は、申請受付後でも、追加書類の提出を求めたり、事実確認をすることがあります。
教育支援課学生支援係から連絡があった場合は、速やかに対応してください。
- (2) 提出のあった書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

5. 判定結果の通知及び通知後の入学料の納付について

- ・7月下旬に判定結果を通知します。判定結果の確認には書類受付後に配布する受付番号が必要になります。
- ・判定結果については、申請者全員に学内メールにて通知しますので必ず確認してください。
- ・入学料の徴収猶予を許可されなかった方は、その決定が通知された日から起算して14日以内に入学料を納付してください。徴収猶予を許可された方は、8月末日まで入学料の納付が猶予されます。
- ・期日までに入学料を納付されない場合は、除籍となりますのでご注意ください。

6. 個人情報の保護について

申請時に取得した情報は、入学料免除及び入学料徴収猶予業務、授業料免除業務のために利用し、その他の目的に利用することはありません。

【参考】

【入学料免除(徴収猶予を含む)及び授業料免除の収入限度額(目安)について】

申請にあたっては、所得の種類・世帯構成・通学形態により異なりますが、概ね下記の収入・所得限度額を目安としてください。ただし、家庭に特別な事情がある場合(長期療養者・障害者等のいる世帯)については、収入・所得限度額が緩和されることがあります。なお、定められた予算の範囲内で免除しますので、収入・所得限度額以内であつても免除とならないことがあります。また、家計基準を充たしていても、学力基準を充たしていない場合は、免除の対象になりません。

【収入限度額の参考表】

4人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・公立高校生(自宅通学)	
5人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・公立高校生(自宅通学)・中学生	
を想定し算定	

		収入限度額 注1			所得限度額 注2		
		自宅通学	学生宿舍	下宿等	自宅通学	学生宿舍	下宿等
前期 課程	4人世帯	452万円	484万円	515万円	254万円	276万円	298万円
	5人世帯	581万円	644万円	690万円	344万円	388万円	432万円
後期 課程	4人世帯	558万円	589万円	621万円	328万円	350万円	372万円
	5人世帯	682万円	726万円	770万円	424万円	468万円	512万円

注1 収入限度額とは源泉徴収票の支払い金額欄、所得証明書の給与収入額欄であり、給与所得控除前の金額を指します。

注2 所得限度額とは確定申告書等という、売り上げ金額から必要経費を差し引いた金額を指します。

事務担当:教育支援課学生支援係

TEL 0743-72-5920 / E-mail: shien@ad.naist.jp